

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省・都市局まちづくり推進課）

項 目 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。))に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産を新設又は増設した場合の特例措置について、対象を国土交通大臣が基本方針に定めた分野等に係る研究所用の施設等に限定した上で、償却率を引き上げ、適用期限の 2 年間の延長（令和 11 年 3 月 31 日まで）を要望する。 【関係条文】 ・ 関西学研法 第 10 条 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号） 第 44 条 ・ 同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号） 第 28 条の 4		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲1.04 百万円 （ 百万円） （ 百万円）

(1) 政策目的

関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、関西学研法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図るものである。

(2) 施策の必要性

関西学研法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されているほか、国土形成計画（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）や第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）等において、学研都市は我が国の発展にとって重要な地域であるとの位置づけがされており、学研都市の総合的な集積メリットを発揮することが期待されている。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、ニーズとシーズの融合がなされ、研究開発の進展や研究成果を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。

民間事業者の集積は、単なる都市建設の進捗を示す指標ではなく、集積した事業者相互の交流・連携による新たな価値創造の源泉である。研究機関、大学及び民間事業者が有機的に結びつくことで、学研都市が目指すオープンイノベーション・エコシステムの形成が可能となり、研究成果の社会実装や新産業の創出につながるものである。

一方で、これまでの企業誘致は研究分野を特段限定せずに進めてきたことから、都市内に多様な研究機能が集積した反面、分野間の関連性が必ずしも高くなく、事業者間の共同研究や実証事業の実施は限定的であった。加えて、この間には事業者の撤退事例も見られたところである。

また、令和 8 年 3 月には、地元の関係者が参画し、都市運営における今後の 10 年間のビジョンや取組を定めた「第 5 期ステージプラン」が策定された。この中で、社会課題の解決につながる研究成果を社会に実装するための重要な取組の 1 つとして「特徴あるクラスター整備」が明確に打ち出されるとともに、フードテックを例に、従来のテーマ別グループの組成による共同研究・企画の推進なども今後は海外との連携を視野にグローバルな課題解決につなげていくこととされているところである。

こうした背景や課題を踏まえると、今後は特定の分野を設定した上でそれに関連する民間事業者や研究機関の集積を促進し、戦略的な集積への転換を図る必要がある。一定のテーマ性を有する研究開発拠点を形成することで、事業者間の連携機会を増加させ、共同研究や実証事業の創出を促進するとともに、研究成果の早期の社会実装につながることを期待される。併せて、特定の分野に関連する研究施設が集積することにより、事業者間のネットワークや協業基盤

		が形成され、研究活動の持続性向上や撤退リスクの低減にも資することが期待される。 このような都市政策上の転換を円滑かつ効果的に推進するためには、従来と同水準の支援ではなく、民間事業者の立地判断に十分な影響を与えるインセンティブが必要である。特定の分野に係る研究施設に対し重点的かつ集中的な措置を講じることにより効果的な集積メリットの発揮を目指すため、特別償却率の引き上げが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<法律等> 【関西学研法】 第10条（税制上の措置） 国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】（昭和62年9月30日決定） 第1章 都市建設の目標 2. 都市の機能 （1）文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 <政府方針> 【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月28日閣議決定） 第2章 産業に関する基本的な施策 第1節 GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 （知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化） 最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、（中略）を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第7期科学技術・イノベーション基本計画】（令和8年3月27日閣議決定） 第5章 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

			3. 地域イノベーションの推進 (1) 地域課題の解決を推進する取組 関西文化学術研究都市において、けいはんな地区の特色を生かした研究開発型オープンイノベーション拠点を形成する取組を進め、大阪・関西万博のレガシーを継承・発展させる。 ＜国土交通省の政策体系＞ 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 132 文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）
		政策の達成目標	研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流・連携による共同研究、実証事業等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 最終的には、学研都市の集積のメリットを発揮するため、国土交通大臣が基本方針に定めた分野に係る新規の立地施設数を令和 17 年度までに 30 件とすることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	令和 10 年度までの目標については、国土交通大臣が基本方針に定めた分野に係る新規の立地施設数を 5 件とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	令和 7 年度末時点：0（初期値）
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる民間事業者は、令和 9 年度に 2 者、令和 10 年度に 3 者ある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、一定のテーマ性を有する研究開発拠点を形成することで、事業者間の連携機会を増加させ、共同研究や実証事業の創出を促進するとともに、研究成果の早期の社会実装につながることを期待される。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
		要望の措置の妥当性	本特例措置により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである学研都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。 しかしながら、研究施設は一般的に収益化までに長期間を要する上、研究成果が必ずしも事業化・収益化に結び付くとは限らず、他の事業用施設と比較して投資リスクが高い。また、研究施設の整備には多額の初期投資を要することから、集積・整備を推進するためには初期負担を軽減するインセンティブが必要である。この点、特別償却は投資初期の税負担を将来に繰り延べることで資金負担を軽減し、立地誘導に有効な手段である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば税制上の支援を受けることができるため、予算の範囲内で対象が限定される補助金等と異なり、事業者が将来的な事業計画を立てやすいという利点がある。さらに、特別償却は課税の繰延べによる支援であり、企業の立地判断を後押ししつつ、国庫への影響にも十分配慮した制度設計となっている。 なお、適用対象については、研究所用施設の取得等に必要な資金の額が 4.5 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究施設の立地を促進することで、学研都市に文化・学術・研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	過去の適用実績			
			適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)
		令和 4 年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		令和 5 年度	1 (1)	22.8 (23)	5.3 (5.3)
		令和 6 年度	0 (1)	0 (221)	0 (51.3)
		【出典】：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載。 減収額は、適用額×法人税率（0.232）により算出。 ※前回要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。			

		前回の推計値と乖離している原因は、立地後、税制の対象となる研究部分の投資額を精査した結果、本特例措置の取得価額要件を満たさなかったものがあること等が考えられる。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項： 第 44 条 ② 適用件数： 令和 4 年度：0 件 令和 5 年度：1 件 令和 6 年度：0 件 ③ 適用額： 令和 4 年度：0 百万円 令和 5 年度：22.8 百万円 令和 6 年度：0 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地にあたっては、事業者の投資促進という面で一定程度有効に機能している。 本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に対するアンケート調査結果では、「初期投資が大きいので会社運営は非常に助かった」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに延べ 46 社あり、立地誘導に一定の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。
	前回要望時の達成目標	本要望期間が終了する R8 年度末で概ね 58%、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 8 年 3 月末時点の施設整備率は当初予定の 56.9%に対し、55.5%である。当初予定には届いていないものの、概ね堅調に推移している。当初予定に届かなかったのは、建築費高騰や人材不足により、立地予定だった企業の計画が後ろ倒しになったためだと考えられる。
これまでの要望経緯	昭和 62 年度 新規 ・ 特別償却率 (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・ 適用期限 建設計画承認の日から平成元年 3 月 31 日迄 平成元年度 適用期限 2 年延長 平成 3 年度 適用期限 2 年延長 平成 5 年度 適用期限 2 年延長 平成 6 年度 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成 7 年度 適用期限 2 年延長 平成 9 年度 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 13/100	

	平成 11 年度	適用期限 2 年延長	機械及び装置 資金額要件の緩和 (5 億円以上→2 億円以上) 面積要件の撤廃 (3,000 m ² →撤廃)	26/100
	平成 13 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	13/100 25/100
	平成 15 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	13/100 24/100
	平成 17 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	12/100 24/100
	平成 19 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	10/100 20/100
	平成 21 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	8/100 16/100
	平成 23 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 25 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 27 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 29 年度	適用期限 2 年延長	※対象資産を新設または増設したものに限定。 資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2 億円以上→3 億円以上)	
	平成 31 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (機械及び装置 240 万円以上→400 万円以上)	
	令和 3 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3 億円以上→3.5 億円以上)	
	令和 5 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3.5 億円以上→4 億円以上)	
	令和 7 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 4 億円以上→4.5 億円以上)	

要望内容と自己点検の関係

措置名：関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特例措置

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【立地した民間事業者のうち、租税特別措置法施行令第28条の4第1項第2号の規定に基づき建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明を申請した者の割合】（令和7年度～令和8年度・目標値50%）については、令和7年度において3者中1者（33%）であることから目標を達成していないが、本特例措置は、国土交通省が実施したアンケートにおいて適用事業者から本特例措置が立地のインセンティブであると認識したという回答を得ており、その数は立地した施設の数に対し一定程度寄与していると考えられるため、学研都市に立地する場合におけるインセンティブとなっており、本特例措置の適用を促す効果が認められる。

○短期アウトカムを達成できなかった要因としては、立地した民間事業者に、投資金額が少額であるため適用要件を満たさない事業者や、現行の特別償却率では負担軽減効果が限定的であると判断した事業者が含まれていたことが挙げられる。

○今後は、戦略的な集積を図り、本特例措置の対象となる研究施設について分野を限定して重点化した上で償却率の引き上げを実施することにより、本特例措置の活用を促すことで更なる政策効果の発現が見込まれるため、本特例措置の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。